

広川町「未来を切り拓く人材育成事業 支援業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領（以下「本要領」という。）は、広川町が令和8年度から開始する「未来を切り拓く人材育成事業」において、外部講師による出前授業の企画・運営支援、外部人材プラットフォームの整備、戦略的広報等を専門的に実施する民間事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選考する手続きについて必要な事項を定めるものである。

本プロポーザルでは、価格面のみならず、教育的視点に基づく企画力、地域人材活用の実行力、広報戦略の提案力等を総合的に評価し、最も適当と認められる者を受託候補者として選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

未来を切り拓く人材育成事業 支援業務委託

(2) 業務内容

出前授業の企画・実施支援、外部人材プラットフォーム整備、戦略的広報

*別紙「未来を切り拓く人材育成事業 支援業務委託 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日（令和8年6月1日予定）～令和9年3月31日（単年度契約）

※町の事業構想は3～4年のスパンであり、毎年度協議のうえ継続実施の可能性がある。

(4) 予算規模（限度額）

令和8年度：3,410,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

3 担当部署

広川町教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習係
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1
電話：0943-32-0093（直通）
メール：syougai@town.hirokawa.lg.jp

4 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

1. 法人格を有する者
2. 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者
3. 令和 8・9・10 年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること
※未登録の場合、参加表明書の提出までに登録することとし、登録の場合には、事前に下記担当課まで連絡すること

【競争入札参加資格者名簿の登録に関すること】

広川町役場 税務会計課 会計係
電話：0943-32-1114（直通）

メール：kaikai@town.hirokawa.lg.jp

4. 広川町指名停止等措置要綱（平成 25 年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと
5. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く）
6. 経営状態が著しく不健全でない者
7. 個人情報について適切な管理ができる者
8. 福岡県内に事業所を有する者、または迅速な訪問対応が可能な体制を有する者

*その他、必須要件ではないが、教育分野の企画運営、学校連携事業、地域人材活用、広報戦略等に関する業務実績を有する者が望ましい。

6 スケジュールおよび事務手順

(1) 全体スケジュール

項目	日程	備考
① 実施の公表	令和8年4月6日	町HP・掲示場
② 質疑受付期間	公表日～4月17日 正午必着	電子メール
③ 質疑回答	4月22日	HP掲載・メール回答
④ 参加表明書提出	公表日～5月1日 17時必着	メール可（押印PDF）
⑤ 参加資格審査結果通知	5月4日	メール＋郵送
⑥ 企画提案書提出	公表日～5月12日 17時必着	持参・郵送
⑦ プレゼン・ヒアリング	5月下旬	対象者に通知
⑧ 選定結果通知・公表	5月下旬	メール＋HP
⑨ 契約締結	6月上旬	随意契約
⑩ 業務開始	契約締結後、速やかに開始	

(2) 事務手順の詳細

① 実施の公表

町ホームページおよび掲示場に掲載する。

② 質疑応答

- ・ 質問は様式1によりメールで提出
- ・ 評価・審査内容に関する質問は不可
- ・ 回答は町ホームページに掲載

③ 参加表明

提出書類（各1部）

- ・ プロポーザル参加表明書（様式2）
- ・ 会社案内等 〈任意提出〉
- ・ 同種業務実績調書（様式3）＋契約書等写し 〈任意提出〉
※審査資料となるため、本事業と類似の事業実績がある場合は提出すること。
- ・ 暴力団排除誓約書（様式4）

④ 参加資格審査

結果をメールおよび郵送で通知。

⑤ 企画提案書の提出

提出書類

- 企画提案書表紙（様式 5）
- 参考見積書（様式自由）
※宛名は広川町長とすること
- 業務実施体制（様式 6）
- 企画提案書（様式 7）
※正 1 部、副 7 部

⑥ 企画提案書の審査及び評価

ア 選定委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会において、企画提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを別途通知した日時（令和 8 年 5 月下旬予定）、場所にて行う。なお、企画提案書の提出者が 3 者を超える場合は、参加表明書及び企画提案書等の書類審査により、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を選定する場合がある。この場合は、令和 8 年 5 月 4 日(月)までに非選定者に対して電子メールにより通知し、追って文書を郵送する。

※なお、参加事業者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、委員会で決定するものとする。

⑦ 企画提案書の評価基準

参加表明書及び企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点の企画提案者を選定する。評価基準は、別紙のとおりとする。なお、審査員の平均評価点が満点（200 点）の 6 割（120 点）未満の場合、最優秀提案者又は次点の提案者には選定しない。

⑧ 提案書に記載すべき事項（要求仕様）

事業者は、以下に示す内容を十分に理解したうえで、これらを踏まえた企画提案書を作成すること。

- 事業理解

- 本事業の趣旨・背景の理解
- 広川サイクルとの関連性の理解

※ 別冊資料「広川町 未来を切り拓く人材育成事業 事業構想」を参照すること

- 実施体制

- コーディネーターの人数・役割
- 外部講師ネットワークの有無
- 教育現場との協働経験

- 事業計画

- 令和 8 年度の具体的実施計画
- 3 年間の展望（R8～R10）
- カリキュラム連動型授業への移行方針

- プラットフォーム構築案

- 設計思想
- 情報管理方法
- 教員が使いやすい UI/UX（画面の見た目、操作性、使用感など）の考え方

- 広報戦略

- ターゲット設定
- 発信媒体

- 予算見積

- 業務別内訳
- 人件費・旅費・制作費等の根拠

7 受託候補者の選定・通知

受託候補者の選定については、委員会における審査基準に基づき行い、速やかに、企画提案書を提出した全ての者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

- 結果の通知
令和8年5月下旬（予定）結果通知書を電子メールにより通知し、追って文書を郵送する。
- 公表内容 受託候補者名及びその他必要な事項
- 公表方法 広川町（福岡県）公式ホームページ
- 非特定理由の説明に関する事項
企画提案書等が選定されなかった者は、結果を通知した日から起算して7日以内に、文書（A4版様式任意）にて、広川町長に対し非特定理由についての説明を求めることができる。提出場所は、「3. 担当部署」とし8時30分から17時15分までに持参するものとする。回答は説明を求めることができる日の最終日から起算して7日以内に書面にて行う。

8 失格・無効

以下に該当する場合は失格とする。

- 委員会委員への不正接触
- 他提案者との談合
- 虚偽記載
- 参加資格要件の不備
- その他不正行為

9 契約に関する事項

- 受託候補者と協議
受託候補者が特定された後、企画提案書の内容について、広川町と受託候補者が協議を行い、別紙「未来を切り拓く人材育成事業 支援業務委託 仕様書」を再調整する。
- 契約締結
町は、受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
なお、受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の企画提案者と交渉

する場合がある。

- 契約保証金
契約保証金を要する。ただし、広川町財務規則（平成 19 年規則第 10 号）（以下「財務規則」という。）第 122 条の規定に該当する場合は免除する。
- 契約書を作成する

10 費用負担

提案に要する費用はすべて参加者負担とする。

11 その他必要な事項

- 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- 提出された書類は返却しない。
- 参加表明書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- 参加表明書等押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。
- 提出された資料等については、広川町情報公開条例（平成 14 年条例第 24 号）に基づく開示請求があった場合は、資料等を開示することにより、今後参加者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合は、様式 8 号により申し出た部分の開示は行わない。